

内閣参質一三四第六号

平成七年十二月十九日

内閣総理大臣 村山富市

参議院議長 斎藤十朗殿

参議院議員木庭健太郎君提出学校における舞台芸術鑑賞機会の確保・拡充に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木庭健太郎君提出学校における舞台芸術鑑賞機会の確保・拡充に関する質問に対する答弁書

一について

学校における映画会、音楽会、演劇鑑賞会などは、特別活動の一つである学校行事として実施する場合、学芸的行事に位置付けられる。これらの学校行事は、各学校において、学校や地域の実情に応じて、その具体的な内容を計画し、実施することとされている。

二について

月二回の学校週五日制の実施に当たっては、各教科の教材等の精選、学校行事や各教科等外の活動の精選、短縮授業の見直しなどを総合的に行なうよう指導しているところである。

学芸的行事を含めた学校行事の精選については、これを一律に削減するのではなく、個々の行事の教育的な効果を十分検討して、学校や地域の実情に応じ、必要なものを適切に実施することが大切であると考える。

三について

舞台芸術の鑑賞については、学校や地域の実情に応じて、学校においてその機会を設けたり、鑑賞の場として学校施設を提供したりすることは適切なことであると考える。

四及び五について

文化庁においては、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供するため、御指摘の中学校芸術鑑賞教室等の事業を実施してきているところであり、これらの事業の実施に当たっては、毎年、地方公共団体からの要望を聴取し、また、実施地域等が偏らないよう配慮しているところである。なお、中学校芸術鑑賞教室の拡充については、現下の財政状況等にも配慮しながら検討してまいりたい。

六について

学校において芸術鑑賞の機会が提供される場合に地域住民が参加することについては、当該学校長等が、学校や地域の実情を勘案しつつ、適切に判断するものと考えている。